

(保存期間：7年)

本人確認記録

平成 年 月 日まで保存

(犯罪収益移転防止法第6条、同法施行規則第10条第1項)

売主・買主

No.

本人確認を行った者 (氏名)	本人確認記録の作成者 (氏名)
----------------	-----------------

本人 特 定 事 項	個人の氏名及び住所※ (国、地公体等の場合を含む)	フリガナ	
		氏名	(生年月日)
		(住所)	
	法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地※	フリガナ	
		名称	
		(所在地)	
	代理人・法人の取引担当者の氏名及び住所※	フリガナ	
		氏名	(生年月日)
		(住所)	
	法人・代理人取引における顧客等との関係又は国等との取引における取引者の関係		
通称 (その理由)			

取引の種類	売買 売買の媒介 代理 その他()
-------	--------------------

本人 確 認 方 法 ・ 本 人 確 認 書	来店 受 付	窓口で 確 認	受付日時(確認日時) 年 月 日 () 時 分 本人確認書類※ (名称 番号)
		郵送で 確 認	受付日 年 月 日 () 本人確認書類※ (名称 番号) 取引文書等の送付日 年 月 日 ()
	郵送 受 付	郵送受付日 年 月 日 () 本人確認書類※ (名称 番号) 取引文書等の送付日 年 月 日 ()	

補足書類※	
-------	--

変更・追加事項	
---------	--

取 引 記 録

(犯罪収益移転防止法第7条、同法施行規則第14条)

本人確認記録の通し番号等	
取引の年月日	年 月 日
取引の種類 (取引形態)	
取引に係る財産の価額	
財産の移転元又は移転先の名義	

※犯罪収益移転防止法第7条に基づく取引記録の記載事項は、宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿(いわゆる取引台帳)の記載事項で網羅されていると考えられますが、両者の記載事項には若干の差異がありますので、記載漏れのないよう十分にご注意願います。

本人確認記録（記載要領）

1. 「本人確認を行った者」、「本人確認記録の作成者」欄

- (1) 「本人確認を行った者」欄には、窓口で実際に本人確認を行った者の氏名を記載する。
- (2) 「本人確認記録の作成者」欄には、本人確認記録の作成者の氏名を記載する。

2. 「本人特定事項」の「代理人・法人の取引担当者の氏名及び住所」、「法人・代理人取引における顧客等との関係又は国等との取引における取引者の関係」および「通称（その理由）」欄

- (1) 「代理人・法人の取引担当者の氏名及び住所」欄には、法人取引の場合、代表者又は現に取引の任にあっている者の本人特定事項を、代理人取引の場合、代理人の本人特定事項を記載する。
- (2) 「法人・代理人取引における顧客等との関係又は国等との取引における取引者の関係」欄には、法人であれば当該法人と代表者等との関係、たとえば「開発部」などと、国であれば「〇〇省〇〇課」等と記入する。
- (3) 「通称(その理由)」欄には、通称名と通称名とする理由を記載する。

3. 「取引の種類」欄

顧客等の本人確認を行った取引の種類を記載する。

4. 「本人確認方法・本人確認書類」欄

- (1) 来店受付の場合
 - ① 顧客等が、運転免許証、健康保険証等、本人しか所持し得ない書類を持参した場合には、「窓口で確認」欄に、受付日時（＝確認日時）及び本人確認書類（名称（略称または番号でも可）及び記号番号その他の当該本人確認書類を特定する事項。以下同じ。）を記載する。
（例：運転免許証であれば「運転免許証」の旨及び番号、健康保険証であれば健康保険組合の名称及び番号、外国人のパスポートであればその国名及び発行番号）
- 2 顧客等が住民票の写し等、第三者でも入手可能な書類を持参した場合には、「郵送で確認」欄に、受付日、本人確認書類及び取引文書等の送付日（取引文書等を直接顧客等に持参した場合には、その持参し交付した日。以下同じ。）を記載する。
- (2) 郵送受付の場合
顧客等からの本人確認書類の受付日及び取引文書等の送付日
- (3) 「補足書類」欄には、本人確認書類上の住居と現住居が異なる場合には、補足書類で、現住居等を確認できているため、その補足書類の名称、記号番号等を記載する。
また登記していない事務所との取引や国等（人格のない社団・財団等を除く。）との取引の場合において、補足書類上の所在地に取引文書等を送付するときは、名称、所在地及び補足書類の名称、記号番号等を記載する。

5. 「変更・追加事項」欄

顧客等の本人確認事項に変更・追加事項があれば付記する。なお、この欄に記載した事項に再度、追加・変更した場合には、当該事項を消去して差し支えない。

(注) 本人確認記録上の「※」印については、本人確認書類（写しを含む）、補足書類もあわせて保存する場合には、転記不要な項目である。

(注) 「No. _____」欄は本人確認記録の保存のための番号を記入。取引記録の本人確認記録を検索するための事項となります。

本人確認書類写し添付欄

(保存期間：7年)

写し